

宮城県立支援学校岩沼高等学園 部活動に係る活動方針

平成31年3月

1 本校で設置する部活動

- 運動部：ソフトボール、バレーボール（男・女）、卓球、テニス、陸上競技
- 文化部：ダンス、手工芸、社会研究、パソコン、美術、音楽

2 適切な休業日及び活動時間等の基準

【基本的な考え方】

成長期にある生徒が、運動や文化活動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送り、学習・部活動などの学校生活と、学校外の活動とを併せて充実したものとすることができるよう、部活動の休養日等について具体的な基準を設ける。

【具体的な考え方】

(1) 活動時間

- ・学期中：平日1時間程度、週休日・祝日等3時間程度
- ・長期休業日：週休日に準ずる

(2) 休養日

- ・学期中：週当たり2日以上（平日1日以上、週休日等1日以上）
- ・長期休業日：ある程度の長期休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ・大会やコンクール等の前に、「ハイシーズン」として活動日を増やした場合は、それ以外の時期にその分の休養日を確保する。

(3) その他

- ・始業前の朝練習は、原則禁止とする。
- ・年末年始等の学校閉庁日は部活動を行わない。大会等がある場合は、校長への届け出により部活動を行うことができる。
- ・部活動ごとに「年間活動計画」並びに「毎月の活動計画及び活動実績」を作成し、適切に休養日を設定し、校長に提出する。

3 大会参加について

- 部活動として参加する大会は、校長が許可した場合のみ参加を認める。

4 部活動運営について

(1) 体罰の禁止について

- ・体罰はいかなる場合においても決して許されないものと認識を持ち、体罰等のない指導に徹する。
- ・生徒の集中力を高め、意欲を引き出すためには、指導者の発する言葉の影響力の大きさを十分に認識し、状況に応じた適切な声掛けに努める。

(2) 保護者の理解と協力について

- ・保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことから、顧問としての指導に関する基本方針、練習計画、練習内容、活動時間、休養日を明確にし、保護者に示すこと。

(3) 大会等の引率について

- ・大会等の生徒の引率については、顧問の車での引率を原則禁止とする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、校長の許可、保護者の承諾を得るものとする。